

農業委員会定例会 3月

1. 開催日時 令和3年3月19日 午後2時06分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 5番委員、6番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 青年等就農計画認定の審査について
 - 議案第5号 農業経営改善計画認定の審査について
 - 議案第6号 農業経営改善計画認定について（県認定）
 - 議案第7号 競売買受適格証明願承認について
5. その他
6. 会議の概要

畑 390 m² の計 2 筆 923 m²について
の さんが、引き続き借り受けるもので
す。

申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっ
ています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

10 番委員 さんは の方ですか。

議長 そうです。他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 2 番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番は、 在住の さん所有の
畑 1,008 m² について
の さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、 を栽培する計画で、期間は 10 年間の使用貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 ここは昨年まで が を耕作していました。 さんの兄

弟にあたるのではないかと思う■■■にお住いの■■■さんが、ずっと前にここで■■■を作っていました。今度の■■■さんという方が、その方の息子にあたると思います。この■■■さんは■■■にお勤めだと思います。苗木もこの間植えていますので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■在住の■■■さん所有の■■■田 651㎡ について■■■の■■■さんが、引き続き借り受けるものです。申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 更新で、何年も■■■栽培をされているため、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■在住の■■■さん所有の■■■田 504㎡ について

■■■■■の■■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 先程の（3番の）場所の近くで何年も継続して■■■■■をしているので、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 772㎡ について
■■■■■の■■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の貸貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですので、事務局の方で何か聞いていますか。

事務局 5番委員からは、この土地は、元は荒廃化していたところを■■■■■さんと■■■■■さんが一緒に再生し、■■■■■さんから■■■■■さんをお願いをして■■■■■さんが■■■■■を植えようとするものなので、問題ないと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 1,256 m² について
■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですので、事務局の方で何か聞いていますか。

事務局 6番委員からは、特に問題ないだろうと伺っています。

議長 更新ということですが、この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 466 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 はい、(図面で) ここの下の■■■と■■■もおそらく■■■■■が耕作して、■■■は元が雑木でしたが、それも取り払われ、きれいになったので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第3号(農用地利用集積計画(利用権設定))の8番と9番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 61㎡ と■■■■■田 603㎡ の計2筆664㎡について9番は、■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 332㎡ について(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。8番の申請地の■■■では■■■、■■■と■■■の申請地では■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の、8番は賃貸借、9番は使用貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席で、本人5番委員の関係する案件ではありますが、皆さん、この件について意見はありますか。

1 番委員 ■■■は■■■さんが住んでいる所のすぐそばですか。

専門員 そうです。

4 番委員 ■■■■■のすぐ下なので問題ありません。

議長 他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の10番について、私の関係する案件になりますので議長を一時、職務代理にお預けして退席させていただきます。職務代理さんよろしくお祈いします。

【会長退席】

職務代理 会長の案件の審議となりますので一時議長を務めさせていただきます。よろしくお祈いします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■田 638 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

職務代理 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10 番委員 この田は一昨年まで■■■■■を耕作していましたが、水漏れがあったため昨年は耕作していません。その関係で■■■■■を作るようになりました。別に問題ありません。

職務代理 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

職務代理 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【会長着席】

会長、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

議長の方を会長にお返しします。

議長 次に、議案第4号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案の説明の前に訂正がございます。農業経営の開始についてですが、議案には■■■■としか表記されておりましたが、■■■■の誤りですので、訂正の程よろしく願いいたします。

議案第4号は、■■■の■■■さんからの申請となっております。農業経営の開始は、■■■■からとなっております。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっております。

営農類型については、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の複合経営となっております。将来の農業経営の構想としては、■■■■での■■■■、さらに■■■■の複合経営で、安定収入を確保しながら、コスト削減による収益増加を目指しており、■■■■では、■■■■を中心に■■■■を栽培し、長期的な収益確保を目指し、■■■■で、業務用販売と鉢物の■■■（■■■■）に取組み、新規分野での収益を目指すことを目標とする内容になっております。5年後には年間農業所得■■■■円、年間労働時間■■■■時間を目指すとのことです。

作付面積の5年後の目標は、■■■■では■■■■を■■aで■■t、■■■■を■■aで■■t、■■■■を■■aで■■t、■■■■を■■aで■■kg、■■■■を■■aで■■t、■■■■では■■■■を■■aで■■kg、■■■■を■■aで■■kg、■■■■を■■aで■■kg、■■■■では■■■■を■■aで■■kg、■■■■を■■aで■■本生産し、■■■■では■■■■と■■■■をそれぞれ■■aで育成する計画です。一枚めくっていただきまして、生産方式に関する目標としては、現在所有している耕運機1台、動力噴霧器1台、草刈り機1台に加えて出荷調整用施設1棟のリース、耕運機を1

台、パイプハウス2棟（500㎡、300㎡）、軽トラック1台、草刈り機2台を栽培面積や収穫量に合わせて増やす計画となっています。

経営管理に関する目標については、青色申告の実施、パソコンによる経理業務の実施を掲げています。

農業従事の態様等に関する目標については、年間110日程度の休日を実施するとのことです。

目標を達成するために必要な措置として、耕運機と中古の軽トラックをそれぞれ1台ずつ青年等就農資金で購入し、500㎡の中古パイプハウスを補助事業で修繕し、300㎡の中古パイプハウスを青年等就農資金で修繕することとしています。

議長 この件について意見はありますか。

1番委員 この■■■さんは■■■の■■■さんの息子ですかね。叔父にあたる■■■さんから、(■■■さんは)去年から■■■を作っているため別段問題ないのではないかと聞いております。

議長 先程、(地域農業再生協議会)担い手部会に本人が来ましたが、今までの新規就農者の中で一番若い方です。熱心でやる気に満ち溢れておりました。ただ、品目が■■■ばかりなので生活できるのかは心配です。10番委員からは■■■のハウスがあるので、■■■をしませんかと声をかけられていて、本人はまた検討しますと答えられていました。将来的には父の■■■と提携してやっていくのかなということだと思います。本人は、■■■を根っこにやっていきたいという意気込みがございました。他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会としては承認するものとしてします。
次に、議案第5号(農業経営改善計画認定の審査)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号は、■■■の■■■さんの農業経営改善計画の認定申請となっております。■■■さんは3回目の認定申請となります。この計画の作成に

あたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。■■■さんは、■■■地区を中心に■■■を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、暴風対策である杭打ちの穴掘り機や除草用の乗用耕運機の導入により作業人数を減らし、新型コロナウイルス等の感染リスクを下げ、作業労力の削減を図ることと、規模拡大により、■■■ (60～80 kgのものを1台)、■■■ (■■■ 1台)、作業施設 (■■■ 3台、作業場1棟)の整備を、補助事業や資金等を活用して行うことを目標とするとのことです。目標年間所得は■■■円、目標年間労働時間は■■■時間となっています。主たる従業員1人当たりの年間目標所得は■■■円、目標年間労働時間は■■■時間です。現在、■■■aで■■■t、■■■を■■■aで■■■本生産していますが、5年後の計画で、■■■aで■■■t、■■■を■■■aで■■■本、■■■を■■■kg生産する計画となっています。生産方式の合理化については、農地機構等の支援を受けて規模の拡大を図るとともに、以前から育てている早生で病気に強い品種と合せて、病気に強い県の新品種である■■■を栽培し、生産の安定と新商品の開発を目指すとのことです。経営管理の合理化については、現在、青色申告を行っており、今後はパソコン記帳による経営分析等により法人化を目指すとのことです。また、専門家の指導による従業員雇用を行うとともに、今年度よりHACCPに取り組むとのことです。農業従事の態様の改善については、作業の機械化や臨時雇用等を利用し休日の確保を図るとともに、人材確保に向けて就農規則等の整備を行うとのことです。また、現在、家族経営協定の締結に向けて取り組み中だそうです。

議長

この件について意見はありますか。

7番委員

はい。■■■と■■■を購入するとありますが、今まで■■■栽培をしている方で、■■■を所有されている方はどれほどいるのでしょうか。■■■が必要ということは、自分で抱える量が増えてきたのかなという気がしました。

議長

■■■の流れとしては、採油したら一度■■■しなければなりません。■■■したものがすぐに充填できたらよいのですが、そのような経営

者はいないでしょう。だから■■■■が別に必要になってきて、補助金で購入しようとしているから（計画に）入れているのでしょう。一つの■■■■が■■1のものか■■1のものか■■tのものはわかりませんが、この生産量から考えるとそのような大きなものではありません。そこに記載されている生産量の8割掛けをしたら（■■■■の量は）出てきます。出てくる量は微々たるものでしょう。ただ、新しく作業所を設けると今度、HACCPを行わなければなりません。今、衛生上の問題から全て引がかかってくるため■■■■が必要になります。また、■■■■するのには、■■■■を導入しようとしています。これは洗浄しながら■■■■が流れていくものです。これらもHACCPの一つに入ります。また、■■■■も（HACCPに）引がかかってくるため、作業場の新しいのが必要になります。そこが今回（の計画に）出ているなと思いました。本人は、我々よりかなり年配の方で、頑張っていると思います。息子さんがどのような方か存じませんが、しっかりとされていると思います。また、■■■■の会で、ほとんど全てを■■■■さんが引き受けてされていると思います。その量がどれほどか、そのようなことも含めて■■■■を新しくするのかなと感じました。

9 番委員 作業場はけっこう大きなものが必要になりますか。

議長 それもわかりません。現在の作業場は小さいです。そのため、現状のところを広げるとなると本当にスペースがありません。■■■■の場所です。

10 番委員 （そこですのなら）駐車場を潰さなければいけません。

議長 そうですね。今でも■■■■の際の■■■■（作業）をするのに、非常に狭いです。

10 番委員 ■■■■の方も（■■■■さんへの依頼が）だいぶあるでしょう。

議長 あるでしょうね。■■■■の方もだいぶ増えているでしょう。

9 番委員 （■■■■を）■■■■とかの規制がありませんか。

議長 ■■■■に関する保健所の最低限の規制は、■■■■とって■■■■を全

部取って流さなければなりません。今度、県から■■■では、■■■をきちんと処理しなければならなくなっており、■■■の関係で言われるところと言われなところが出てくるように思います。そのようなことがかなり厳しくなりました。今までは■■■■■なので、保健所の許可なしで作れました。今度からは全て許可がいるため、この前開かれた講習会にうちの（会社の）社長も出席させました。そしたら、島中から多くの方が出席していたようです。そのような状態なので、だいぶ様変わりしてきています。

9番委員 普通の家にそのような施設を作るわけにはいかないのですね。

議長 難しいでしょう。（■■■を）■■■みたらわかると思いますが、■■■が■が出ますよね。

9番委員 そうですね。

議長 あの■■■が、地域住民から保健所等に通報されたら必ず（保健所の指導が）来ますからね。

9番委員 ■■■に関してもあるから、施設を新しくするにも結構（お金が）要りますね。

議長 大変だと思います。機械は年間数カ月しか使いません。今後は、これらが負担になってくるでしょう。
他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。
次に、議案第6号（農業経営改善計画認定）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案の説明の前に農業経営改善計画認定の広域認定について説明します。
今年度より、2市町村以上に跨って農用地や農業用施設がある場合、県が

窓口になり認定事務を行うことになりました。なお、2都道府県以上に跨って農用地や農業用施設がある場合も、県と同様に、国が窓口になり認定事務を行うことになっております。県や国で受付けた計画については、関係市町村にて意見聴取を行うこととなっております。その際、当該市町村は基本構想に照らして適切なものか判断し、県又は国に意見を述べなければなりません。審査にあたって、町は農業者等の専門家に意見を求めることができるので今回、議案として農業委員会に諮っております。議案第6号は、[]の農業経営改善計画の認定申請となっております。[]は初めての県の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。[]は、主に[]地区と[]（[]）において[]と[]の複合栽培をしています。経営改善の方向の概要としては、補助事業や資金を活用しながら、耕作放棄地を中心に農用地を積極的に借上げ、経営規模の拡充を目指すとともに、農産加工品の研究開発を行い、イートイン等の飲食部門についても検討し、雇用機会を創出する等、地域に貢献する企業を目指すとのことです。また、対面販売やWEBを活用した、自身の取組の発信を通して、小豆島の魅力のイメージアップ作りにつなげていくとのことです。目標年間所得は[]円、目標年間労働時間は[]時間となっております。主たる従業員1人当たりの年間目標所得は[]円、目標年間労働時間は[]時間です。現在[]aで[]t、[]aで[]本、[]aで[]t生産していますが、5年後の計画で、[]を[]aで[]t、[]aで[]本、[]aで[]t生産する計画となっております。生産方式の合理化については、[]年から農地を借りて経営を開始しており、引き続き、町及び農業委員会と連携し、耕作放棄地を中心に農用地を積極的に借上げるとともに、点在する農地の集積及び条件整備や環境整備を進め、効率的な規模拡大を図り、併せて、機械収穫の体制を構築し、人員削減・効率化を図るとともに、[]の[]への移行等により合理的で安定した経営を目指すとのことです。また、需要の高い品種の導入や栽培方法を工夫するとともに、品質向上と収量の増加を目指すとのことです。経営管理の合理化については、新たに直売施設を整備したことにより、販売部門の役割が増加したため、栽培・加工とともに、経営内の役割分担を定め、パソコン簿記を活用した経営分析を実施し、次年度の経営計画作りに役立てながら、更なる経営の合

理化を図るとのことです。また、情報発信活動・マーケティングの一環として、新たに直販に対応したホームページを制作し、WEB環境を利用して商品の特色や自社の取組を発信するとともに、顧客の反応や要望を確認し、リピーターの確保に努めることで安定経営を目指すとのことです。農業従事の態様の改善については、特に労力が集中する収穫に対し、機械の導入により労力軽減させるとともに、規模拡大に伴い、栽培・加工・販売部門のそれぞれ繁忙期において、雇用スタッフの労働力を計画的に集中させることで、作業量の平準化を図るとのことです。また、積極的に研修等に参加し、知識・技術の向上に努めていくとのことです。

議長 この件について意見はありますか。

10 番委員 会長、[REDACTED]とはどのようなものですか。

議長 聞かれると思い調べてまいりました。トラクターのアタッチメントで草刈り機を横に倒したら、草を刈るようになっていきますよね、あれを縦に倒して防風垣を刈りこむように、[REDACTED]の横刈りを機械で行うようです。また、肩掛けの草刈り機がここにある[REDACTED]のことでしょう。これはうちにもあります。これを導入しようとしているなど見ました。機械による収穫は島で初めての試みです。

10 番委員 傾斜地や狭いところではできませんね。

議長 できませんね。トラクターが入れないといけません。

7 番委員 収穫機は、早く収穫できるようです。

議長 [REDACTED]はうちも10年前から導入しています。結局は上手く使えない状況です。草刈り機の羽にゴムの手がついています。ただ、木が大きくなって脚立に乗って作業ができるかと言われたら、できません。

10 番委員 ([REDACTED]) これはいくらぐらいしますか。

議長 トラクター1台とアタッチメントの料金が必要になります。例えば、20馬力のトラクターでしたら250万円ぐらいして、アタッチメントが100万円

だとしたら 350 万円します。

10 番委員 あまり小さいのはだめですかね。

議長 そうですね。20 馬力は最低必要になるでしょう。

10 番委員 ■■■■■ はいくらぐらい要りますか。

議長 これはエンジン付き草刈り機と同じぐらいなので 5 万円から 10 万円くらいでしょう。■■■■■ にもあります。うちも同じ時期に海外から導入しました。■■■■■ や ■■■■■ にもあるでしょう。ただ使用していないでしょう。(■■■■■ 代表者) ■■■■ さんも木が大きくなったら使わなくなるでしょう。■■■■■ さんの経営は、皆さんもご存じのとおり、奥さんが ■■■■■ を栽培して、■■■■■ を彼が栽培しています。今度、■■■■■ を新しく導入するようですが、■■■■■ では委託加工を行っているところが無いようです。彼はそれを目指して新たに (■■■■■ を) 入れるようです。そして、委託加工を機械の償却代として考えているようです。これが彼の一つの特徴です。今度、■■■■■ の方に行く途中の ■■■■■ さんの土地もきれいにして、そこでも栽培をするかもしれません。

1 番委員 同じように、近くの別の畑もきれいにして苗を植えています。

議長 本来なら ■■■■ さんは ■■■■■ で (認定を取っていましたが、今回は) 広域認定でこのように両町に跨って取るということで、皆さんご理解ください。他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では申請のとおりとします。

次に、議案第 7 号 (競公売買受適格証明願承認) について、事務局から説明をお願いします。

事務局 競公売買受適格証明は、農地の競売、公売に参加する場合に、買受適格証明書の交付を受けなければならないとされるものです。その農地を買い受

けることについて、適格者であるという旨の証明であり、入札期間の開始の日までに開催される農業委員会で、農地法第3条の所有権移転と同様の視点で審査することとなります。また、その後の事務処理の迅速化を図るため、買受適格証明書の交付を受けた者が落札人となり、農地法第3条第1項の許可申請があった場合には、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可をしてもよい旨の議決も併せて行うこととなっていますので、お願いします。

追加議案としました議案第7号について説明します。

本競売は、入札期間が[]～[]まで、開札期日が[]となっています。

競売の対象農地は、

[] 畑 86 m² と

[] 畑 232 m² と

[] 畑 154 m² の計3筆472 m²で

[]の[]さんが競売に参加するための証明願となっています。申請地では[]を栽培する計画となっており、[]さんの現在の経営規模は5,043 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、これらのことから審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 この案件については、昨日事務局から連絡がありました。私も競売は初めて対応するので事務局にも確認を取りました。200m先に[]さんの実家があるので問題ありません。

議長 この競売は前にも一度出ていました。今期の委員会ではなく前期の時です。

事務局 平成30年の4月、5月にも一度ありました。ただ、それ以降の間に変わられた委員さんは、競売は初めてだと思います。

議長 そういう経過がございます。これについては、9番委員さんがよくご存知ではありませんか。

9番委員	知りません。
議長	<p>■■■さんの案件で、私はよく知っております。</p> <p>競売の受け手の適格証明書が必要になるため、皆様方何かご意見ございましたらお願いします。</p>
8番委員	ここは競売になるのは決まっていますか。情報は出ていますか。
議長	<p>決まっているでしょう。これで買受を出すために、買受適格証明書を農業委員会として許可したものを添付しなければ競売者として参入できません。そういうわけで今回申請が出ています。他に意見はありますか。</p> <p>この競売は■■■から■■■のものなので、3月の定例会に諮らないと4月に間に合わないでしょうか。</p>
事務局	この定例農業委員会がある今週になって申請が上がってきました。もし仮に今日の農業委員会が過ぎて申請が上がってきた場合は、4月に事後承認にかけることとなります。
議長	<p>そういうことでございます。事後承認でも競売には参加できるようです。</p> <p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	ありません。
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとし、農地法第3条第1項の許可申請があった場合は、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていなければ、許可をしてよいこととします。</p> <p>議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。</p> <p>それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。</p>
職務代理	<p>皆様お疲れ様でした。案件が多くございましたが、スムーズに審議していただきました。今お集まりの皆様の任期も3年のうち2年が終わりました。後1年間、皆様よろしく申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>これで定例会を閉会とします。</p>

閉 会 午後3時

議 長 会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 11 番